

令和 5 年度 (2023)

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

令和 6 年 8 月

出雲市監査委員

監 査 第 8 6 号

令和 6 年 (2024) 8 月 7 日

出雲市長 飯 塚 俊 之 様

出雲市監査委員 神 門 三千夫

出雲市監査委員 射 場 かよ子

出雲市監査委員 寺 本 淳 一

令和 5 年度 (2023) 決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度 (2023) 健全化判断比率及び資金不足比率を審査し、意見を合議により決定しましたので別紙のとおり提出します。

令和 5 年度(2023)健全化判断比率審査

第 1 審査の対象

1 監査等の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

2 審査の対象

令和 5 年度(2023)出雲市一般会計決算等に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

- （1）健全化判断比率は関係法令に従い適正に算定されているか。
- （2）各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。

4 審査の主な実施手続

出雲市監査基準に準拠したうえで、審査の着眼点に基づき、市長から審査に付された比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行い、計数の正確性を審査した。

5 審査の実施場所及び日程

- （1）実施場所 監査委員事務局
- （2）日 程 令和 6 年 7 月 1 1 日から令和 6 年 8 月 7 日まで

6 審査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員	神 門 三千夫
出雲市識見監査委員	射 場 かよ子
出雲市議選監査委員	寺 本 淳 一

第 2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ計数も正確であり、適正であることを認めた。

第 3 審査意見

令和 5 年度(2023)出雲市一般会計決算等に係る健全化判断比率は以下のとおりであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準を下回っていることを認めた。

(単位：％)

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準
1 実質赤字比率	—	11.32
2 連結実質赤字比率	—	16.32
3 実質公債費比率 (3か年平均)	12.3	25.0
4 将来負担比率	160.1	350.0

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため「—」の記号で表示している。

1 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度の実質収支額は13億6,140万円の黒字決算となり、比率は算定されないことを確認した。

2 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度の実質収支額及び資金収支額は64億9,485万円の黒字決算となり、比率は算定されないことを確認した。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度は12.3%であることを確認した。前年度と比べ0.2ポイント改善した。

令和5年度の他の自治体の決算状況は今後公表されるため、現時点で比較はできないが、令和4年度の全国市町村平均は5.5%、県内市町村平均は11.2%であった。

4 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度は160.1%であることを確認した。前年度と比べ2.7ポイント悪化した。

令和4年度の全国市町村平均は8.8%、県内市町村平均は89.7%であった。

○参考数値（健全化判断比率の推移）

(単位：％)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質公債費比率	14.3	12.9	12.6	12.5	12.3
将来負担比率	159.6	158.8	155.4	157.4	160.1

※いずれの年度も実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当なし。

令和 5 年度(2023)資金不足比率審査

第 1 審査の対象

1 監査等の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項）

2 審査の対象

- (1) 令和 5 年度(2023)出雲市水道事業会計決算
- (2) 令和 5 年度(2023)出雲市下水道事業会計決算
- (3) 令和 5 年度(2023)出雲市病院事業会計決算
- (4) 令和 5 年度(2023)出雲市浄化槽設置事業特別会計決算
- (5) 令和 5 年度(2023)出雲市風力発電事業特別会計決算
- (6) 令和 5 年度(2023)出雲市企業用地造成事業特別会計決算

上記に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

- (1) 資金不足比率は関係法令に従い適正に算定されているか。
- (2) 比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。

4 審査の主な実施手続

出雲市監査基準に準拠したうえで、審査の着眼点に基づき、市長から審査に付された比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行い、計数の正確性を審査した。

5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 日 程 令和 6 年 7 月 1 1 日から令和 6 年 8 月 7 日まで

6 審査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員	神 門 三千夫
出雲市識見監査委員	射 場 かよ子
出雲市議選監査委員	寺 本 淳 一

第2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ計数も正確であり、適正であることを認めた。

第3 審査意見

令和5年度の水道事業会計決算等に係る資金不足比率並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項に規定する経営健全化基準は、以下のとおりであった。

いずれの会計も資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っていることを認めた。

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	—	20.0
下水道事業	—	20.0
病院事業	—	20.0
浄化槽設置事業	—	20.0
風力発電事業	—	20.0
企業用地造成事業	—	20.0

※ 資金不足比率は、資金不足額が生じていないため「—」の記号で表示している。

